

令和 7 年

第 4 回 日向市議会(定例会)

議 案 参 考

6 月 6 日

日 向 市

固定資産評価審査委員会委員候補者

かしわ だ じゅん いち
柏 田 淳 一

職 歴

昭和 53 (1978) 年 4 月	～ 平成 31 (2019) 年 3 月	日向市役所勤務
平成 31 (2019) 年 4 月	～ 令和 3 (2021) 年 5 月	日向市役所勤務（再任用職員）
令和 3 (2021) 年 6 月	～ 令和 6 (2024) 年 3 月	日向管工事協同組合勤務
令和 6 (2024) 年 4 月	～ 現在に至る	日向地区防犯協会勤務

役 職 歴

昭和 58 (1983) 年 4 月	～ 昭和 59 (1984) 年 3 月	税務課資産税係
平成 22 (2010) 年 4 月	～ 平成 24 (2012) 年 3 月	企画政策部行政経営課長
平成 24 (2012) 年 4 月	～ 平成 27 (2015) 年 3 月	総務部職員課長
平成 26 (2014) 年 4 月	～ 平成 27 (2015) 年 3 月	（兼務）選挙管理委員会事務局長
平成 27 (2015) 年 4 月	～ 平成 29 (2017) 年 3 月	議会事務局長
平成 29 (2017) 年 4 月	～ 平成 31 (2019) 年 3 月	市民環境部長
令和 3 (2021) 年 6 月	～ 令和 6 (2024) 年 3 月	日向管工事協同組合事務長
令和 6 (2024) 年 4 月	～ 現在に至る	日向地区防犯協会事務局長

固定資産評価審査委員会委員候補者

うみ の ま り
海 野 真 里

職 歴

昭和 54 (1979) 年 4 月	～ 平成 18 (2006) 年 2 月	東臼杵東郷町役場勤務
平成 18 (2006) 年 2 月	～ 平成 31 (2019) 年 3 月	日向市役所勤務 ※日向市と東郷町の合併による
平成 31 (2019) 年 4 月	～ 令和 5 (2023) 年 3 月	日向市役所勤務 (再任用職員)

役 職 歴

昭和 59 (1984) 年 9 月	～ 平成 2 (1990) 年 3 月	税務課
平成 29 (2017) 年 4 月	～ 平成 31 (2019) 年 3 月	図書館長
平成 27 (2015) 年 4 月	～ 令和 5 (2023) 年 3 月	日向若山牧水顕彰会監事
令和 5 (2023) 年 4 月	～ 現在に至る	日向若山牧水顕彰会理事

旧慣による公有財産使用の廃止について

【概要】

旧慣による公有財産について、隣接する土地の所有者から、譲渡申請がなされた。

旧慣による公有財産とは、地方自治法に定めのある、旧来の慣行により関係地区の住民にその土地を使用する権利を認めた公有財産であり、旧慣による公有財産の使用の廃止については、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定に基づき議会の議決が必要であることから、公有財産の使用の廃止について議会の議決を求めるものである。

○地方自治法

(旧慣による公有財産の使用)

第 238 条の 6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

【旧慣による使用権とは】

住民は、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有するが、市制・町村制施行以前から、市町村有の公有財産について特別の使用権を有している住民に対し、これを認めている旧来の慣行による土地の使用権をいう。

【当該公有財産について】

1 土地の表示

(1) 日向市東郷町山陰字桂原乙 54 番 1	山林	3,161 m ²
(2) 日向市東郷町山陰字桂原乙 68 番 1	山林	2,100 m ²
(3) 日向市東郷町山陰字桂原乙 87 番 1	山林	9,748 m ²

2 旧慣による使用内容

(1) 関係地区	福瀬区
(2) 使用内容	採草地

【旧東郷村議会での議決結果】

(1)、(3) の土地

- ・昭和 8 年 3 月 31 日議決（議案第 34 号）東郷村へ無償贈与の議決
部落有財産処分に関する件

本村寺迫外 6 門の所有に属する別紙調書の土地を東郷村に無償贈与の議決を求む

理由

別紙調書の土地は本村部落有財産整理に依り東郷村に統一帰属すべき土地なり依て関係部落より無償贈与したるに付本案を提出する所以なり

※別紙調書 福瀬門財産贈与調書抜粋

字	地番	地目	附帯条件
桂原	54 番 1	原野	採草地として関係部落民に永久採草を認む
桂原	87 番 1	原野	採草地として関係部落民に永久採草を認む

(2) の土地

- ・大正 12 年 3 月 28 日議決（議案第 26 号）東郷村へ無償贈与の議決
部落有財産処分に関する件

本村寺迫門外 13 門の所有に属する別紙調書の土地を東郷村に無償贈与するものとす。

※別紙調書 福瀬門有財産贈与調書抜粋

字	地番	地目	附帯条件
桂原	68 番 1	原野	採草地

- ・昭和 37 年 9 月 27 日議決（議案第 47 号）附帯条件の議決（地元：97%、村：3%）
村有地に対する分収条件の設定について

大正 12 年部落有財産統一に際し、村に無条件統一帰属した土地以外の土地は部落の資源林として分収条件を設定し、若しくは採草条件を設定しその管理を部落に委ねているが、社会及び経済状況の進展に伴い採草条件付統一地についても、人口又は天然により山林化の傾向にあるのでこれについて条件を左記の通り改訂する。

記

採草地として関係区民に無償で採草を認める。但し、人工又は天然生による立木を処分したときは、収入高の 100 分の 97 を関係区の所得とし 100 分の 3 を村の所得とする。尚この条件は永久とする。

1 件 名 工事請負契約の変更について

2 契約の目的 日向市総合体育館整備事業 設計及び建設工事

3 工事場所 日向市大字日知屋 12106 番地外（大王谷運動公園内）

4 工 期 令和 5 年 9 月 19 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

5 概 要

構造・階数	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上 2 階建て		
延床面積	約 6,905 m ²		
必要諸室	競技機能	アリーナ、武道場、倉庫（器具庫含む。）	
	観覧機能	観客席（2 階：固定席約 500 席、車いす席含む。）	
	管理・サービス機能	更衣室、シャワー室、トイレ、会議室（控室）、エントランスホール、ロビー、事務室、放送室、救護室	
	健康増進、交流機能	多目的室（軽スポーツ、ダンス等）、ウォーキング・ランニングコース、トレーニング室、交流室（キッズルーム）、授乳室	
	災害時の拠点機能	備蓄倉庫	
	機械室等	機械室等	
	その他	廊下・通路等	

6 変更理由 (1) 設計・施工契約約款第 44 条第 6 項
(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。

(2) 設計・施工契約約款第 2 条
(関連工事の調整)

発注者は、受注者の施工する工事が発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その設計及び施工につき、調整を行うものとする。

(3) 設計・施工契約約款第 36 条第 1 項第 4 号及び第 5 項
(条件変更等)

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等及び設計図書等示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

要求水準書等又は設計図書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。